

報道関係各位



公益財団法人
にいがた産業創造機構

クラウドファンディングを活用した創業・第二創業の取組をサポートします

～平成30年度クラウドファンディング活用支援事業の申請受付スタート！～

NICO(公益財団法人にいがた産業創造機構)では、事業の立ち上げから事業拡大に係るクラウドファンディングを活用した資金調達及び事業PRを支援するため、投資型クラウドファンディング利用の際のファンド組成手数料の一部を助成する「クラウドファンディング活用支援事業」の受付を開始しました。

つきましては、本事業の募集について報道でお取り上げくださるようお願いいたします。

- 応募対象者 創業・第二創業(※1)の立ち上げから事業拡大に係る資金調達、事業PRを行うに当たり、クラウドファンディング(※2)を利用する中小企業者で、かつ県内に事業活動の本拠となる事務所を設置する者、又は設置している者
※1 本事業における「第二創業」とは、新事業・新分野への進出又は事業転換等を行うことをいいます。
※2 本事業における「クラウドファンディング」とは、クラウドファンディング仲介事業者を介して、投資家と事業者との間で匿名組合契約を締結し、投資と分配を行う投資型クラウドファンディングのことをいいます。
- 助成金額 100万円以内(助成率1/2以内)
- 助成対象経費 クラウドファンディング仲介事業者に対して支払うファンドの組成手数料
- 募集期限 平成30年10月31日(水)まで
※随時審査。ただし、予算がなくなり次第終了。
- 申請書様式 NICOのホームページ(<http://www.nico.or.jp/>)からダウンロードできます。
- 添付資料 クラウドファンディング活用支援事業チラシ

〈この件に関する問い合わせ先〉

(公財) にいがた産業創造機構 経営支援グループ 創業・経営革新チーム 担当：友野/高本
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号「万代島ビル」9階
TEL：025-246-0051(直通) FAX：025-246-0030 E-mail：shinkisogyo@nico.or.jp

『クラウドファンディング活用支援助成金』募集のお知らせ

■応募対象者

創業・第二創業（※1）の立ち上げから事業拡大に係る資金調達及び事業PRを行うに当たり、クラウドファンディング（※2）を利用する中小企業者（※3）で、かつ県内に事業活動の本拠となる事務所を設置する、又は設置している者

※1 本事業における「第二創業」とは、新事業・新分野への進出又は事業転換等を行うことをいいます。

※2 本事業における「クラウドファンディング」とは、クラウドファンディング仲介事業者を介して、投資家と事業者との間で匿名組合契約を締結し、投資と分配を行う投資型クラウドファンディングのことをいいます。

※3 本事業における「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者のことをいいます。

■助成対象事業

助成事業の対象期間内に、クラウドファンディング仲介事業者に対し、ファンド組成手数料を支払うもの。

■助成事業の対象期間

交付決定日（申請日の約1か月後を予定）から平成31年2月28日（木）まで

■助成限度額・助成率

助成限度額：100万円

助成率：2分の1以内

■助成対象経費

クラウドファンディング仲介事業者に対して支払うファンドの組成手数料

※ファンドの運営手数料や監査手数料、成功手数料等は対象外ですので、ご注意ください。

※助成事業の対象期間内に契約、支払が完了する経費が対象です。

■応募方法

申請書類を作成し、NICOへ提出してください。申請受付後、随時審査し採否を決定します（申請日から約1か月後を予定）。

※詳しい募集案内、申請書類はNICOホームページ(<http://www.nico.or.jp/>)からダウンロードできます。

※申請に当たってはファンド組成の可能性等について、事前にクラウドファンディング仲介事業者にご相談の上、見積書または契約書案の発行を受けてください。

■募集期間

平成30年4月26日（木）～10月31日（水）

※但し、予算がなくなり次第終了。

■問い合わせ・申請書提出先

(公財) にいがた産業創造機構 経営支援グループ 創業・経営革新チーム
〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル9階
TEL 025-246-0051(直通) FAX 025-246-0030